

# 広島市多文化共生のまちづくり推進指針(改訂版)

～互いに認め合い共に生きていくまちづくりを目指して～

平成26年(2014年) 4月  
広島市



## はじめに

昭和 23 年（1948 年）に「<sup>\*</sup>世界人権宣言」が国際連合総会で採択され、わが国は国際社会の一員として昭和 54 年（1979 年）に「<sup>\*</sup>国際人権規約」を批准、その後、「<sup>\*</sup>難民条約」や「<sup>\*</sup>人種差別撤廃条約」など多くの人権に関する条約への加入を進めたほか、平成 9 年（1997 年）7 月には「『<sup>\*</sup>人権教育のための国連 10 年』国内行動計画」を策定し、そのなかで、「外国人の人権問題」を重要課題として取り上げ、外国人に対する偏見・差別を排除する啓発活動を進めています。

また、わが国は、少子・高齢社会の時代を迎えており、近い将来の人口の減少とそれに伴う労働力不足が予測され、外国人労働者の増加は避けられないことから、総務省は、近年の外国人市民の増加や定住化の進展に伴い外国人と地域住民との共生に向けた施策を推進することを決め、「地域における多文化共生推進プラン」を平成 18 年（2006 年）3 月に策定しました。

こうした状況の中、本市においても、平成 16 年（2004 年）12 月末現在 1 万 5,197 人の外国籍（無国籍を含む）の人々が広島市民として生活し、地域社会の一員として、経済・文化などさまざまな分野で広島をまちは支えています。一方では、言葉や文化の違いによる不安などを抱えている実態もあることから、これを解消するための支援を行い、外国人市民にとっても暮らしやすいまちづくりを進める必要があります。

さらに、「<sup>\*</sup>ひろしまビシターズ・インダストリー戦略」を策定し、千客万来の広島の実現を目指す中で、外国人観光客も年々増加しており、これら短期滞在者にも配慮する必要があります。

このたび、策定した指針に基づき本市が推進する施策や関係機関でさまざまな取り組みが展開されることにより、市民一人ひとりが健康で幸せに暮らせる<sup>\*</sup>多文化共生社会はもとより外国人観光客等にとっても魅力ある広島を実現できるものと考えています。

平成 18 年（2006 年）4 月

広島市長 秋 葉 忠 利

# 目 次

I	指針策定の経緯	1
II	現状と課題	3
1	人口推移	3
2	生活・意識実態調査の結果	4
3	施策別の現状と課題	8
4	特別永住者・ニューカマー別に見る現状と課題	16
III	多文化共生のまちづくりの目標と取組みの視点	18
IV	多文化共生のまちづくりに向けた今後の取組み	
1	生活関連情報の周知と相談体制の整備	19
2	生活支援・行政サービスの提供	21
3	人権教育・啓発の推進	23
4	多文化共生社会実現のための環境整備	24
	用語解説	25

本文中に\*を付した用語について、ページ順に解説している。

## ※ 改訂版について

平成18年度(2006年度)に策定された「広島市多文化共生のまちづくり推進指針」について、以下の視点により内容の「II～IV」の一部改訂を行った。

- 1 平成24年度(2012年度)に実施した「広島市外国人市民生活・意識実態調査」結果に基づく施策の課題及び外国人市民の要望等の整理
- 2 指針策定以降の新たな施策や廃止された施策の整理
- 3 今後の多文化共生のまちづくりを見据えた新たな取組みの検討

## I 指針策定の経緯

日本に居住する外国人は 1980 年代半ばから急増しました。外国人登録者数は昭和 59 年（1984 年）（12 月末、以下同じ）の約 84 万 1 千人から平成 15 年（2003 年）の約 191 万 5 千人へと 2 倍以上増加しています。

広島市については、全国と比較するとそれほど急激ではありませんが、昭和 59 年（1984 年）に 1 万 1,855 人であった外国人登録者数は、平成 16 年（2004 年）には 1 万 5,197 人と 28.2%増加し、全人口の約 1.33%、75 人に 1 人が外国人市民として生活しています。

広島市では、平成 4 年度（1992 年度）に、国際的人権問題（外国人市民の人権問題）を担当する部署を設置するとともに、外国人登録窓口への外国語表示板の設置、制度的無年金者への福祉給付金制度の創設、市職員採用における国籍要件の緩和や外国人市民労働者等への相談支援態勢づくりのためのボランティア養成事業等を行ってきました。

また、平成 9 年度（1997 年度）に、外国人市民から直接意見を聞くことが必要であるとの考えから、「広島市外国人市民との懇談会」（座長 山本敬三 広島修道大学法学部教授）を開催しました。この「懇談会」において、さまざまな意見が交わされましたが、市民としての外国人の受入れが十分でないという認識のもと、特に、① 外国人市民の意見を継続的に聴取する機関を設けること、② 外国人市民の実態調査を実施すること、③ 外国人市民施策の推進計画を策定することが提案されました。

この懇談会での提案を踏まえ、まず平成 11 年（1999 年）策定の、第 4 次広島市基本計画において、① 外国人市民の暮らしやすさに配慮したまちづくりの推進、② 多文化共生意識の高揚を外国人市民施策の基本方針として掲げました。

そして、この基本計画を具体化するため、外国人市民の意見を市政に反映する場として平成 13 年度（2001 年度）に「<sup>\*</sup>広島市外国人市民施策懇談会」（座長 ピーター・ゴールズベリー（英国）広島大学総合科学部教授、以下「懇談会」という。）を設置しました。また、外国人市民の暮らしの実態を踏まえた施策の推進を図るため、

平成 14 年度（2002 年度）に「広島市外国人市民生活・意識実態調査」（実態調査委員会 委員長 定松 文 広島国際学院大学助教授、以下「実態調査」という。）を実施しました。

こうした「実態調査」結果や「懇談会」の協議等を踏まえ、また庁内の「人権施策関係課長会議」等での検討を経て、このたび、外国人市民にも暮らしやすく、また、外国人観光客等にとっても魅力あるまちづくりを進めるとともに、多文化共生社会を実現するための「広島市多文化共生のまちづくり推進指針」を策定し、さまざまな具体的施策を体系的かつ総合的に推進していきます。

## Ⅱ 現状と課題

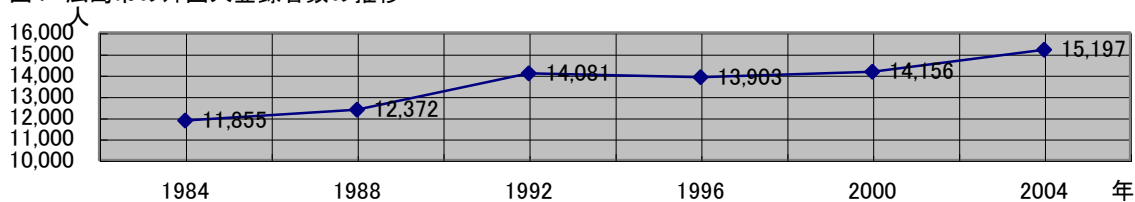
### 1 人口推移

外国人市民は、<sup>\*</sup>特別永住者（戦前から日本に住む人とその子孫）と<sup>\*</sup>ニューカマー（特別永住者以外の外国人）に大別され、ニューカマーが増加し始めたと言われる20年前の昭和59年（1984年）12月末、広島市には、総数で1万1,855人の外国人市民が居住し、国籍別（出身地別）内訳では、韓国・朝鮮が1万604人（外国人市民総数に占める割合89.4%）、中国398人（3.4%）、米国328人（2.8%）、フィリピン130人（1.1%）、ブラジル10人（0.1%）、その他385人（3.2%）となっていました。

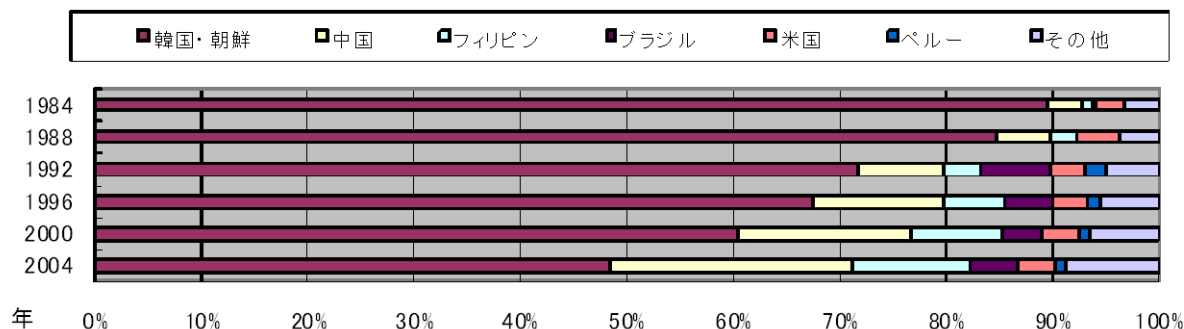
その後、1980年代後半、外国人市民人口は急激に増加しましたが、1990年代は横ばいで推移し、平成16年（2004年）12月末現在では、1万5,197人の外国人市民が居住しており、これを国籍別（出身地別）にみると韓国・朝鮮が7,362人（48.4%）、中国3,469人（22.8%）、フィリピン1,660人（10.9%）、ブラジル678人（4.5%）、米国548人（3.6%）、その他1,480人（9.8%）となっています。

【図1】

図1 広島市の外国人登録者数の推移



広島市の外国人登録者国籍別構成比の推移



昭和59年（1984年）から平成16年（2004年）の変化は、外国人市民総数で

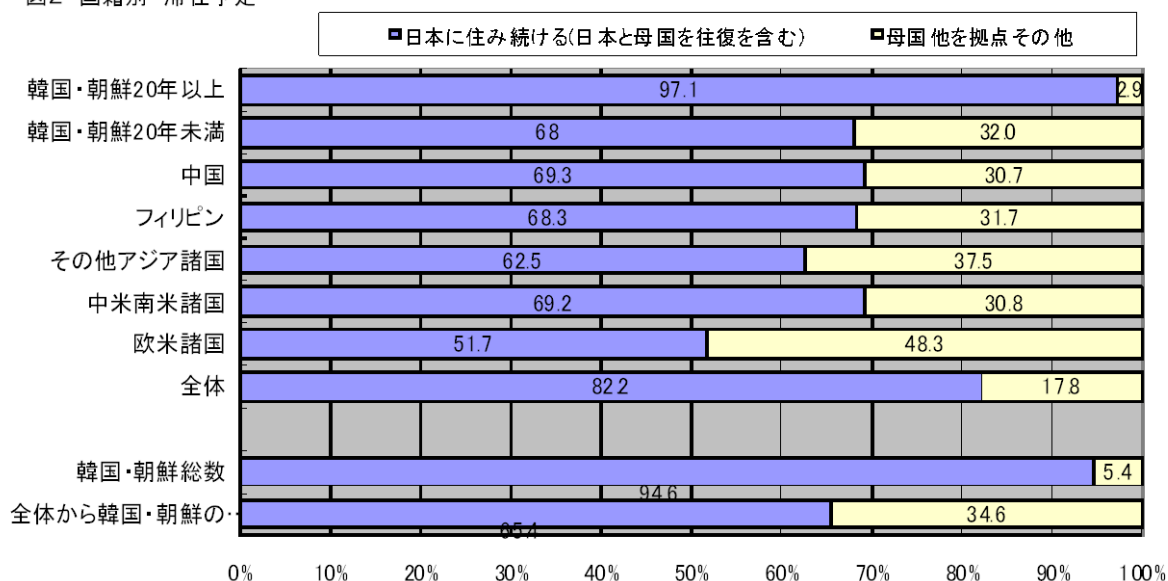
3,342人(28.2%)増加しています。国籍別(出身地別)にみると中国3,071人、フィリピン1,530人、ブラジル668人とそれぞれ増えているのに対し、韓国・朝鮮が3,242人減っています。これにより、外国人市民総数に占める国籍別(出身地別)割合も大きな変化を示し、韓国・朝鮮が89.4%から48.4%と半減しているのに対し、中国をはじめその他の国が10.6%から51.6%へと大幅に増加しています。他方、外国人観光客も年々増加し、平成16年では約21万7,000人となっています。こうした中、本市は、「<sup>\*</sup>ひろしまビジターズ・インダストリー戦略」を策定し千客万来の広島の実現を目指しており、外国人観光客は今後も増加することが見込まれます。

## 2 生活・意識実態調査の結果

こうした外国人市民の構成の変化から生じる外国人市民の暮らしの実態を踏まえた新たな施策が必要との観点から「実態調査」を実施しました。その結果の概要は次のとおりです。

外国人市民の日本での滞在予定を国籍別に見ると、韓国・朝鮮で20年以上滞在している人たち(特別永住者に相当)の97.1%の人たちが「日本に住み続ける」としており、全体の統計から特別永住者を除いたニューカマーにおいても65.4%が、将来的にも日本を生活の拠点とするとしています。【図2】

図2 国籍別 滞在予定





差別体験の調査結果では、仕事探しや政治的権利、結婚、住居探しなどで外国人ということで差別されたと感じている人が82.9%と高い数値になっています。

【図3】【図4】

図3 国籍別 差別体験

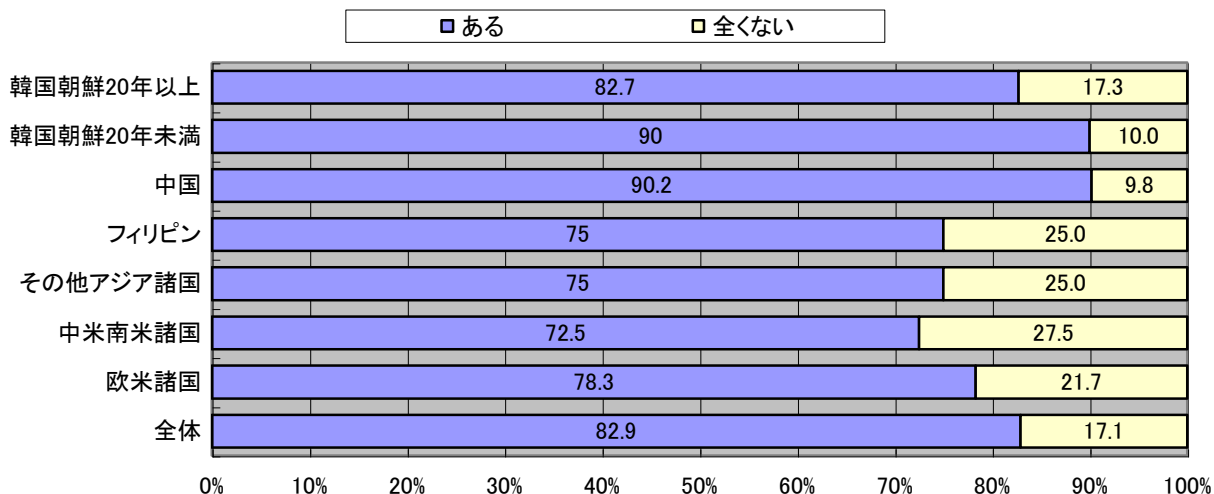
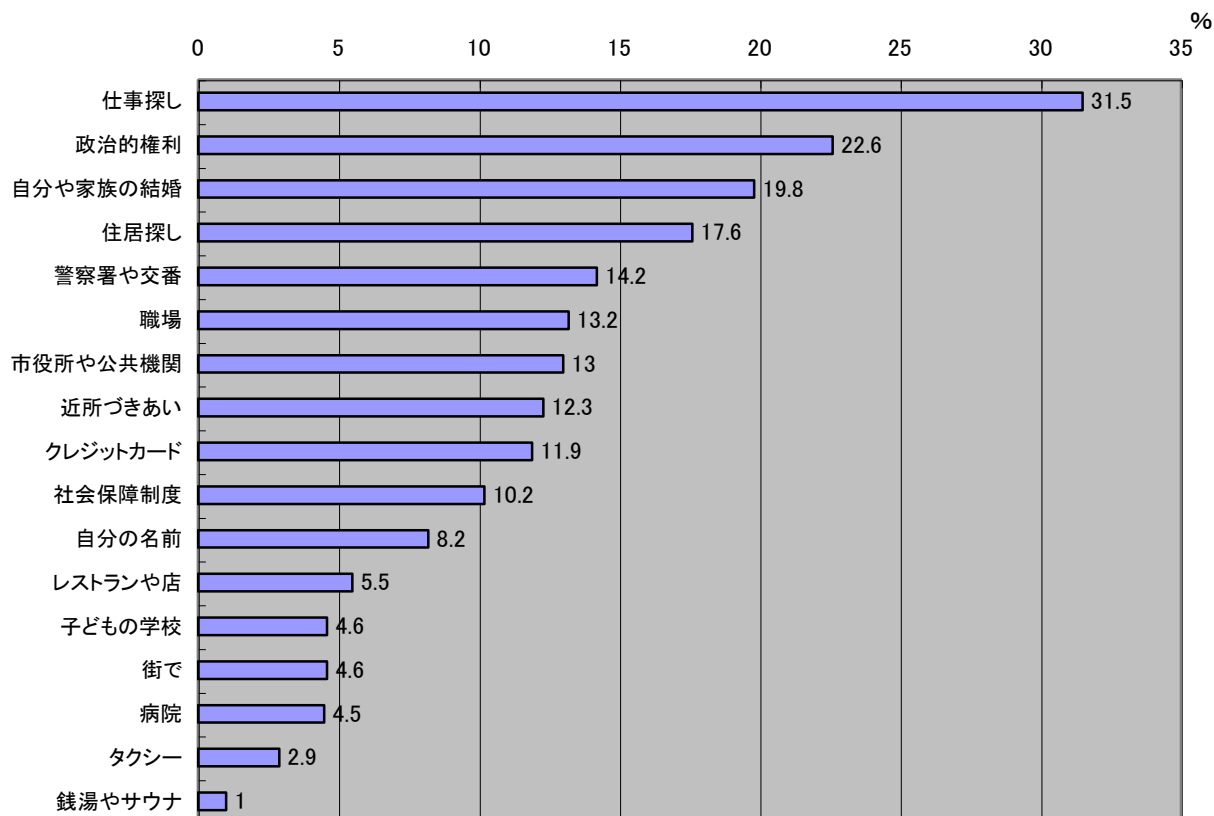


図4 差別を感じる場面（複数回答）



また、行政窓口や相談窓口で、多言語対応をしていないため、十分な意思疎通が図られなかったり、生活上の相談をしたくてもできないということから、多言語で気軽に相談できる窓口の必要性を訴えています。【図5】【図6】

図5 国籍別 行政窓口での外国語対応の必要性

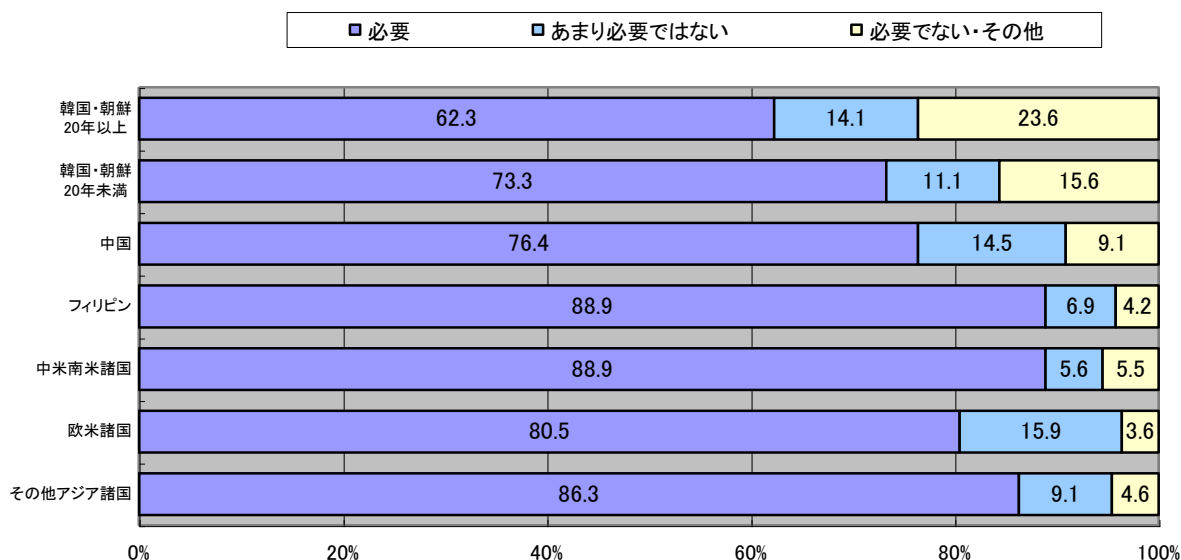
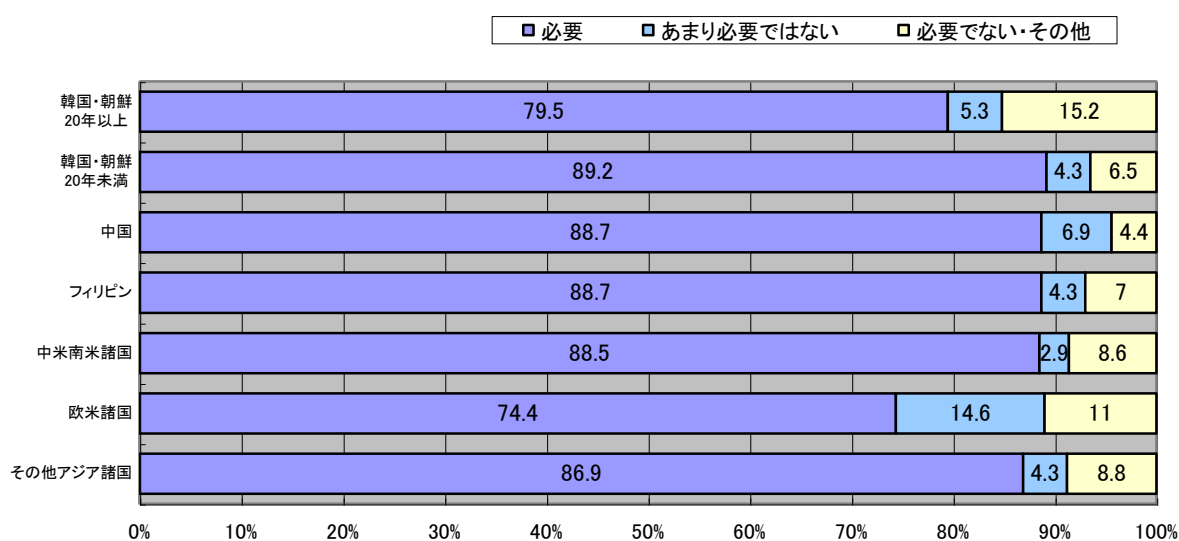


図6 国籍別 相談窓口での外国語対応の必要性



この他、広島市が実施している各種福祉制度などの行政施策（行政サービス）や国際交流事業などを行う公共施設について外国人市民によく知られていないことが明らかとなりました。【図7】【図8】

図7 行政サービスの認知度及び利用状況

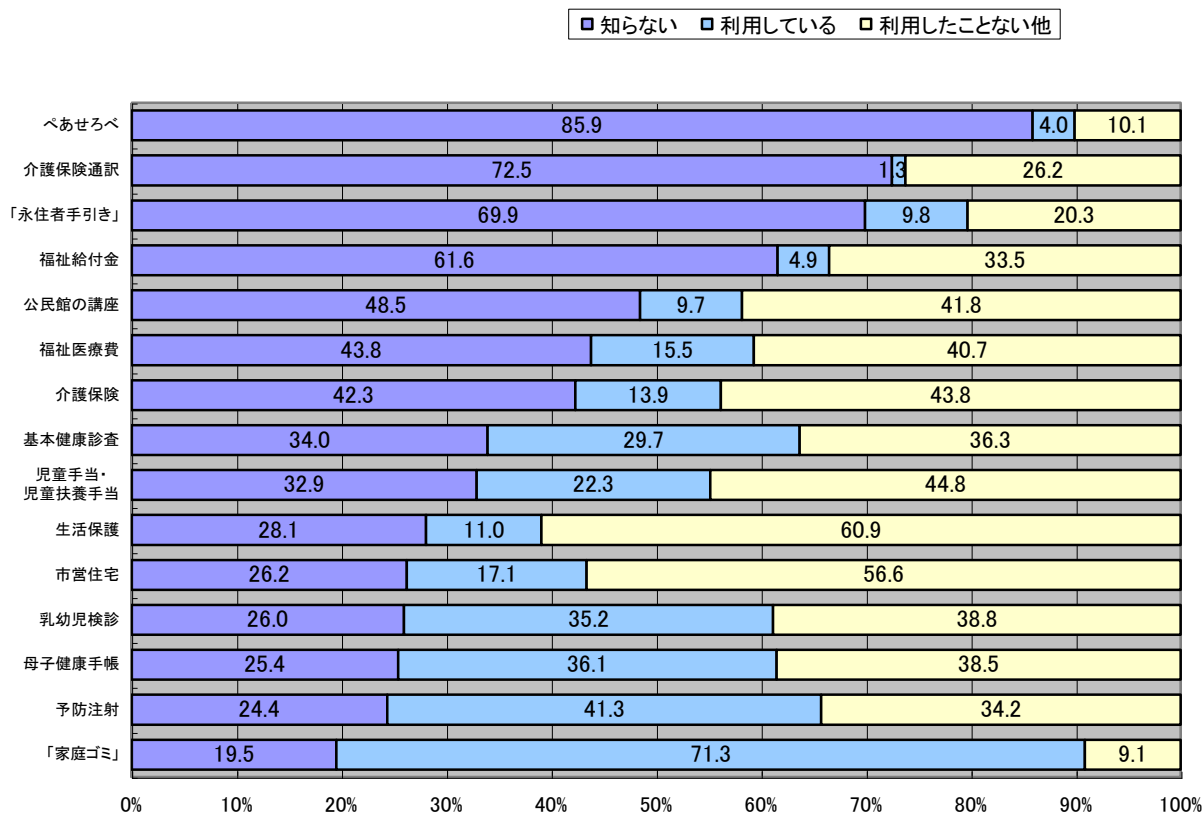
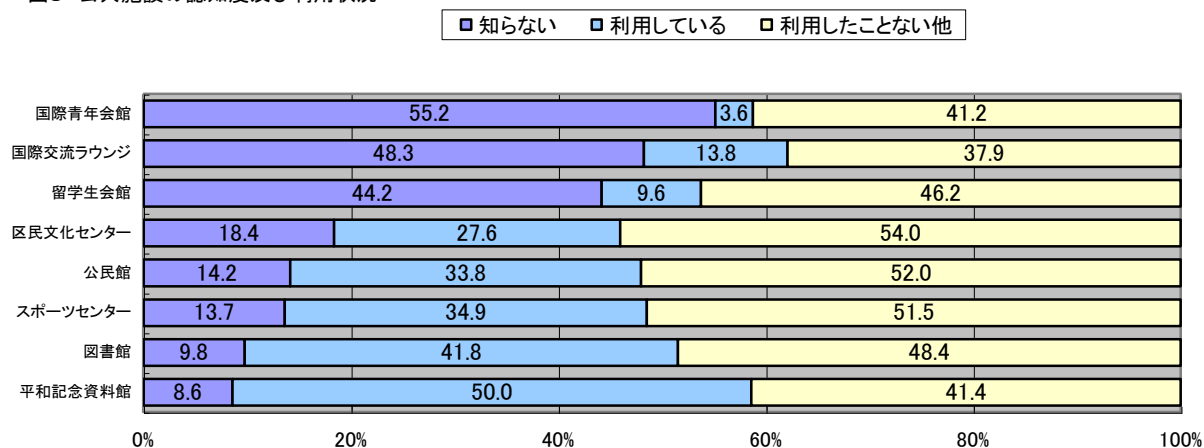


図8 公共施設の認知度及び利用状況



さらに、交通機関や病院、雇用と税金など暮らしに必要な基礎的情報が十分に得られない実態も上がっています。

### 3 施策別の現状と課題

これまで広島市が取り組んできた外国人市民施策を区分ごとに検証してみると、次のような現状と課題が整理されます。

#### (1) 情報提供と相談

広島市では、ホームページの自動翻訳サービス機能の導入、各公共施設のホームページやリーフレットの多言語化、外国人市民のための生活ガイドブックの作成・配布、DV防止、救急防災、就学案内などのリーフレットの多言語化などに取り組んでいます。

広島国際会議場の国際交流ラウンジでは、「広島市外国人市民の生活相談コーナー」を設置し、英語、中国語などの多言語で生活に関する相談等を行っているほか、電話（3者通訳システム：トリオフォン）による英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、他10言語での通訳業務を実施しています。また、（公財）広島平和文化センターのホームページに5言語で生活情報などを掲載しているほか、「ひろしま市民と市政」の抜粋などを掲載した「HIRO CLUB NEWS」（英語版）を発行しています。

平和記念資料館では、10言語のリーフレットや17言語の音声ガイドによる情報提供を行っています。

その他、「ポケット版ヒロシマ平和情報」を4言語で、「家庭ゴミの正しい出し方」を5言語で作成するとともに、道路標識のローマ字併記などを実施しています。

しかし、広島市の多言語サービスの認知率や利用率が全体として低い（認知率：生活相談コーナー34.9%、トリオフォン17.5%、生活ガイドブック35.1%）ことや情報提供の際の多言語化も不十分なことから、日本語に不慣れな外国人市民に対する情報の多言語化と提供場所や方法のあり方を検討する必要が生じています。

また、「広島市ホームページ」と広島県等のホームページとの相互リンクを貼るなどの情報ネットワーク化や公共施設の館内案内表示の多言語化を進める必要があります。

さらに、千客万来の広島の実現には、外国人観光客をはじめとする短期滞在者に対応した案内機能、観光サイン、観光パンフレットなどの情報提供も充実する必要があります。

## (2) 保健・医療・福祉・年金

介護保険認定調査や生活保護の手続きに通訳者の派遣を行っていますが、こうした行政サービスの周知を図るとともに保健事業や福祉事業に関わる外国人市民のニーズや実態を踏まえた支援を検討する必要があります。

「母子健康手帳」の8言語版の交付をはじめ「乳幼児健診質問票」(5言語)、「保育園のごあんない」(6言語)、介護保険制度案内パンフレット(3言語)や「生活保護のしおり」(中国語)などを作成・配布しています。

また、国民年金法上(旧法を含む)では、受給資格を得ることができなかった外国人市民及び帰国者に対して市独自の給付金を支給しています。

しかし、こうした制度を必要とする人への周知が不十分であるため、行政サービスの周知を図る広報、制度案内の多言語化や、読み書きが不自由な外国人高齢者の介護などの相談体制を検討する必要があります。また、医療機関に関して、「言葉が通じない」「医療機関の場所がわからない」という声もあり、日本語に不慣れな外国人への情報提供の充実などを検討する必要があります。

## (3) 防災・救急

「119番緊急通報案内ビデオ」を5言語で作成し、貸し出しているほか、救急・防災用のパンフレット(5言語)を作成・配布、15言語対応の「外国人救

急対応カード」の配備、避難場所等の標識の多言語表記、外国人避難者支援のための「外国人避難者対応シート」（6言語：やさしい日本語（外国人にも分かりやすい日本語表現。以下同じ）を含む）の作成やホームページへの掲載などを行っています。

防災訓練では、外国人市民の参加を促進するために、案内チラシを外国語やひらがなルビ付きで配布するとともに会場での表示を外国語併記やひらがなルビ付きにしています。また、浸水時緊急避難退避施設の表記の多言語（5言語）併記なども行っています。

しかし、外国人市民が地域やマンションなどでの防災訓練に参加できるよう取り組むことや、災害時の情報や避難の勧告・指示等を外国人市民に対して具体的にどう伝達するかなどを検討する必要があります。

特に、日本語に不慣れなニューカマーや外国人観光客をはじめとする短期滞在者に対しては多言語による情報提供や被災時の相談対応が重要な課題です。

#### (4) 住宅・就労

住宅と就労の問題は、安心・安定した生活を送る上で最も重要な基盤で、これを充足させることが地域社会との共生に繋がるものです。

実態調査による居住形態は、持ち家が34.0%、借家が51.0%、社宅・社員寮が9.4%、学生寮0.8%などとなっており、借家に居住する割合が高く、その居住内訳は、公営住宅18.0%、民間住宅33.0%となっています。住宅は、生活、就労等の拠点となるものであり、すみやかに確保できる入居方法等について情報提供が必要です。

市営住宅入居時の「住まいのしおり」などを3言語で作成していますが、市営住宅についてさらに多言語による広報を充実して外国人市民に情報を提供する必要があります。また、民間住宅の入居に際して、日本の習慣や文化に不案

内なニューカマーに対し、契約に関わる敷金・礼金など日本の慣行についても情報を提供する必要があります。

住宅と就労の問題について、国・県と連携しながら入居や就職・賃金等で差別がないよう関係業者の意識啓発を行うとともに、外国人の就労機会等に関する情報提供に努め早期に確保できるよう支援する必要があります。なお、市職員の採用は消防職を除いて受験資格の国籍要件を緩和しています。

## (5) 教育

実態調査では、民族学校への支援や日本語、日本の文化を学べる機会の提供などの要望や、子どもの進学、将来の就職に対する不安の声があります。

学校教育では、教育相談員の配置や帰国・外国人児童生徒の日本語指導を実施するとともに、外国人学校の卒業を広島市立大学の出願資格として独自に認定するなどの支援を行っています。

一方で、就学義務のない外国人児童生徒の就学の状況について、すべてを把握できていない実態があり、また就学支援への要望があります。さらに、保護者に関しては、日本語ができないため子どもの勉強を手伝えないことや教育費などの経済的な負担等で困っている状況もあります。

広島市では、すべての児童生徒に「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな体」をはぐくむ取組みを行っています。外国人児童生徒については、まず就学を促進することが必要であり、就学実態等を踏まえた支援策などを検討する必要があります。

また、外国人児童生徒に対する学習、生活、進路に関する相談体制の充実を検討する必要があります。

社会教育では、日本の文化や制度、しきたりなどになじむ機会が少なく、生活に不安を抱いているニューカマーなどのために、日本語教室や国際交流事業

などを公民館などで開催するとともに、図書館、国際青年会館でも外国語の図書の貸出し・閲覧など資料提供を行っています。

今後は施設や事業の利用促進を図るため、そのPR方法や学習内容についても広報を充実するとともに、外国人市民の国籍が多様化している中で時代の変化に応じた多文化共生に関する事業の実施や資料提供に努めます。また、日本語が不自由な外国人市民の日本語習得支援の充実等を検討し、日本人市民とのコミュニケーションの促進が図られるよう支援する必要があります。

一方で、「母国の言葉や文化についての教育を子どもに受けさせたい」「家族や親せき、先生以外に子どもの教育について相談できる人がほしい」という声もあり、具体的な取組みを検討する必要があります。

## (6) 人権意識の高揚と相互理解

実態調査では、外国人ということによって日本社会から差別されたと感じるかどうかという質問に対して、全体の80.0%の人たちが多かれ少なかれ差別を感じた経験があると回答しています。

欧米系諸国や中米南米諸国、フィリピン、その他アジア諸国（韓国・朝鮮、中国、フィリピンを除いたアジア諸国。以下同じ）のニューカマーは仕事探し、職場、クレジットの申し込み、住居探しなどで、また、特別永住者等は政治的権利や日本人との結婚、仕事探し、住居探しなどで差別や偏見を感じています。

子どもの生活の中にも、いじめや差別体験があげられています。

外国人に対する差別や偏見は、外国人自身の問題ではなく、日本人の外国人に対する意識の問題です。

平成24年度（2012年度）に広島市が実施した市民意識実態調査において、多文化共生の考え方に市民の81.7%が「同感する」「どちらかといえば同感する」と回答しています。一方で6.0%の市民が「同感できない」「どちらかとい



えば同感できない」と回答しています。その理由の主なものとして、「生活習慣やモラル・マナーに関すること」「国際問題に関すること」「外国人との交流がない」などがあげられています。

また、近年日本国内では外国人を排斥する発言や行動なども見受けられます。

広島市では、様々なパンフレットなどの啓発資料を配布したり、講演会や人権パネル展などの事業を行うほか、公民館などでの国際理解講座や人権教育講座、姉妹・友好都市の日や国際交流・協力の日のイベント等を開催するとともに、外国人の人権問題に関する職員研修を実施しています。

今後は、外国人市民の増加や国籍の多様化に応じ、市民及びボランティア団体等と連携しながら外国人市民の人権問題や多文化共生について一層理解を深めるとともに、互いに認め合う機会の拡充や内容の充実に努める必要があります。

## (7) 留学生支援

留学生については、将来に向けてそれぞれの国と日本との架け橋として活躍することや、有能な人材として母国だけでなく日本の発展に寄与したり、国際交流や協力を担うことも期待されています。

わが国では、平成 20 年（2008 年）に日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のモノ、ヒト、カネ、情報の流れを拡大する「グローバル戦略」を展開する一環として、平成 32 年（2020 年）を目途に留学生受入れ 30 万人を目指す、「留学生 30 万人計画」骨子を取りまとめられています。

この中には、①日本留学への誘い、②入試・入学・入国の入り口の改善、③大学等のグローバル化の推進、④受入れ環境づくり、⑤卒業・終了後の社会の受入れの推進の方策が示されています。

平成 25 年（2013 年）3 月末現在、本市には 1,208 人の留学生が住み、国籍

別の割合では中国 78.1%、ベトナム 9.4%、韓国 3.1%、その他アジア 6.3%となっており、アジアからの留学生が 96.9%を占めています。【図 9】

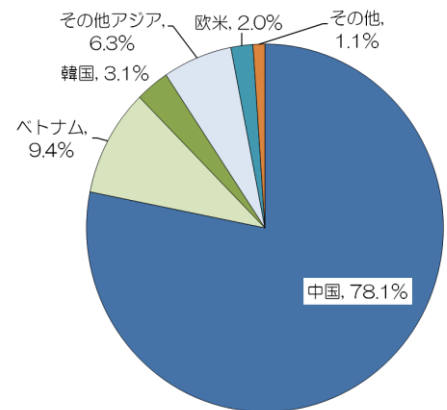
広島市では、平成 13 年（2001 年）4 月に留学生会館を開設し、居住と交流を支援しています。この留学生会館の入居可能な人数は 100 世帯で、多くの留学生は学生寮や他の借家で生活しています。

また、（公財）広島平和文化センターは、「ひろしま留学生基金」を設けて私費留学生に「ひろしま奨学金」を支給しています。

さらに、平成 23 年（2011 年）4 月には、広島県内の自治体、大学等が一体となって留学生の受入促進、勉学・生活支援、就職支援等を行うため、広島県留学生活躍支援センターが設立され、本市も参画しています。

今後も、ボランティア団体による留学生の生活支援やイベントの実施など留学生と市民の交流を促進するとともに、生活相談や就職支援セミナーの実施など留学生に対する支援を推進する必要があります。

図 9 国籍別留学生

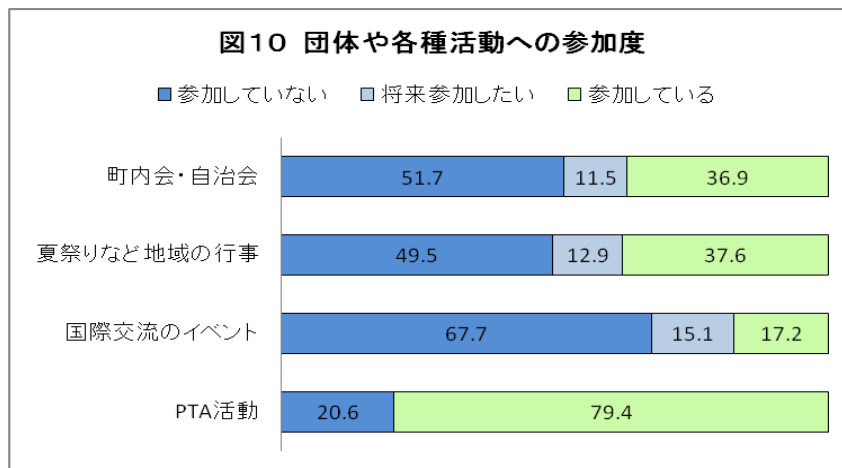


## (8) 社会参加

外国人市民の意見を市政に反映させるため、まちづくりや市の施策に関する市民意識などのアンケート調査にあたっては、外国人市民も含めて調査を実施するとともに、市民生活に重大な影響を及ぼす市政運営事項の住民投票には「広島市住民投票条例」に基づき満 18 歳以上の特別永住者や永住者にも投票権を付与しています。

しかし、社会参加の面では、外国人市民の 51.7%が町内会・自治会に参加していないなど、外国人市民と地域住民の共生が十分とは言えず（【図 10】団体や各種活動に参加していない人の割合：地域行事 49.5%、国際交流イベント

67.7%、PTA活動 20.6%)、地域団体への加入や地域活動への参画が促進されるよう情報を提供するなど外国人市民が地域活動に参加しやすい環境の整備や外国人市民の意見を市政に反映する機会と場の拡充に努めるとともにその情報を広く市民に伝える必要があります。



#### 4 特別永住者・ニューカマー別に見る現状と課題

第2回実態調査結果、広島市多文化共生市民会議（旧広島市外国人市民施策懇談会）からの意見及び近年の社会情勢を踏まえ、特別永住者とニューカマーに大別してみると、次のような状況が特徴としてあげられます。

##### (1) 特別永住者

- ① 年金や介護保険など福祉行政サービスや生活支援策が十分理解されておらず、必要とする人への周知が求められている。（制度を知らない人の割合：介護保険通訳 71.5%、福祉給付金 61.3%、福祉医療費 44.8%）
- ② 無年金者への法制度の改善や広島市独自の給付制度の充実が求められている。
- ③ 高齢化の進む中で高齢者の非識字率の高さに配慮した介護等の十分な対応が求められている。（読むことが不自由 2.4%、書くことが不自由 3.5%）
- ④ 住民投票条例の制度のような地方参政権の取得や身近な行政へ参画できる制度保障が求められるとともに、地域活動への参画が促進されるよう、情報提供の充実が求められている。
- ⑤ 外国人学校への支援の充実が求められている。

##### (2) ニューカマー

- ① 行政情報や生活情報が必要な人に十分伝わっておらず、一層の周知が求められている。（中国帰国者やその他アジア諸国の人は全般的に各種制度の認知度が低い。）
- ② 多言語による相談窓口の充実が求められている。

（中国帰国者、その他アジア諸国、中米南米諸国、欧米諸国の人は、日本語によるコミュニケーションが十分できないこと、日本での様々な制度の手続きに慣れていないことなどから、「行政窓口で困ったことがあった」と答えた人の比率が高い。その他アジア諸国 56.9%、中米南米諸国 54.2%、欧米諸国

53.8%、中国帰国者 51.9%)

- ③ 生活する上で必要な日本語、習慣、文化などを習得する学習機会を必要とする人への情報提供や参加しやすい環境の整備が求められている。

(日本語教室に「行きたいが行けない」と答えた理由としては、「仕事や子育てで忙しくて時間がない」、「(仕事の忙しさとも関係して) 経済的な余裕がない」、「日本語教室についての情報がない」、「自分のニーズにあう日本語教室がない」などである。)

- ④ 日本語に不慣れなことで地域社会への参加などをためらい、近隣住民をはじめとする地域社会とのコミュニケーションを図ることができない。外国人市民の地域行事などに参加しやすい環境づくりが求められている。(中国帰国者や中国帰国者以外の中国、フィリピン、その他アジア諸国の人は、地域行事について「現在参加していないが将来は参加したい」が 20%を超えている。)

- ⑤ 災害時や救急、医療時等に際して、多言語での情報提供や支援体制の整備が求められている。

### Ⅲ 多文化共生のまちづくりの目標と取組みの視点

外国人市民が地域社会の一員として認められ、国籍や言語を問わずすべての人々がお互いの違いを認め合い、尊重しあう多文化共生社会を実現するため、「外国人市民の暮らしやすさに配慮したまちづくりの推進」と「市民の多文化共生意識の高揚」を目標に、次の視点から取り組みます。

- 1 日本語に不慣れな外国人市民や外国人観光客などの短期滞在者に必要な行政サービスが行き届くよう、やさしい日本語や多言語による生活関連情報の周知と相談体制の整備に努めます。
- 2 外国人市民が地域社会の一員として広島での暮らしに不自由を感じないように、生活支援・行政サービスの適切な提供や教育に関する支援に努めます。
- 3 外国人に対する差別や偏見を解消するために、様々な人権問題や人種差別撤廃条約の学習会の開催など人権意識の高揚を図る教育事業・啓発事業の推進に努めます。
- 4 外国人市民の社会参画の促進や市民の共生意識の高揚を図るために、外国人市民が参加しやすい地域活動や多文化共生に関する事業など市民が相互に交流・理解する機会の提供に努めます。

## IV 多文化共生のまちづくりに向けた今後の取組み

### 1 生活関連情報の周知と相談体制の整備

#### (1) 情報提供と相談

ア 広島市のホームページについて、外国人市民の生活面での必要度や優先順位を内容別に考慮しながら情報の多言語化を進めるとともに、外国人観光客をはじめとする短期滞在者の来訪を促進するための情報の多言語化を図ります。

イ 情報提供手段の多様化に対応し、情報の提供方法・内容を充実します。

ウ 外国人市民のための生活上必携の「生活ガイドブック」を多言語で作成・配布します。

エ 各種印刷物等についても多言語化やひらがなのルビ化を進めるとともに、やさしい日本語による情報の提供を検討します。

オ 関係機関等と連携し、外国人市民の総合相談窓口の充実を図ります。

カ 国際交流ラウンジの周知を図り、3者通話システムの活用促進や情報提供の充実を図ります。

キ 公共機関や学校などへボランティア通訳者を派遣する制度を継続して実施します。

ク 暮らしにかかわる情報提供については、NPO等と連携して、外国人市民のニーズに対応したより効果的な情報提供に努めます。

ケ 外国人観光客をはじめとする短期滞在者が広島での滞在を満足できるように観光、食、宿泊などの情報提供の充実を図ります。

コ 道路案内、街区表示、施設内外の表示等について、多言語化を進めます。

#### (2) 保健・医療・福祉・年金

ア 各種の保健事業等について多言語での情報提供と周知に努めます。

- イ 保健事業や福祉事業において通訳者の派遣などの必要な行政サービスを検討します。
- ウ NPO等と連携し、医療通訳制度のあり方について検討します。
- エ 各種言語で受診が可能な医療機関に関する情報の提供に努めます。
- オ 病院内の案内表示等の多言語化を充実するため医師会等との連携を図ります。
- カ 日本年金機構と連携・協力し、公的年金への加入促進のための広報等の充実を図るとともに、多言語での制度案内冊子を作成して制度の周知に努めます。
- キ 外国人市民のDV被害者の人権やDVの特性等<sup>\*</sup>についての理解を深め、関係機関とも連携しながらDVにかかわる相談等への対応を検討します。

(3) 防災・救急

- ア 119 通報の仕方や防災情報を含んだ案内冊子の充実を図り、外国人観光客をはじめとする短期滞在者、外国人市民、宿泊施設に提供します。

(4) 住宅・就労

- ア 市営住宅の入居について、多言語による広報の充実を図ります。
- イ 契約に係る慣行など住宅情報の多言語での提供方法等について関係者との連携を検討します。
- ウ 外国人市民の就労を促進するため、就労条件や賃金など労働に係る情報提供について国・県との連携を図ります。

(5) 教育

- ア 外国人市民への就学案内や就学援助制度等の教育関連情報については、情報提供の機会と場所を拡充し、多言語化やひらがなのルビ化に努めます。
- イ 図書館等における外国語の新聞、雑誌等の充実を図ります。
- ウ 区スポーツセンター等の施設概要（リーフレット）の多言語化を図ります。



## 2 生活支援・行政サービスの提供と教育に関する支援

### (1) 保健・医療・福祉・年金

ア 無年金となっている外国人高齢者・障害者に対する制度改善については、引き続き国へ要望を行います。

イ 国の制度改善が図られるまでは、県とも連携しながら給付金制度の充実について検討し、制度の対象者への周知に努めます。

ウ 緊急医療<sup>\*</sup>にかかる未払い医療費の補填措置について、国の施策の動向を踏まえ、県と連携・協力し、検討を進めます。

### (2) 防災・救急

ア 地域やマンションで行われる防災訓練への参加を促進します。

イ 災害時の情報や避難勧告・指示等の伝達手段等に関する有効な施策など、災害時の外国人支援について検討します。

### (3) 就労

ア 公務員採用試験や教員採用試験について受験機会の十分な周知に努めます。

### (4) 教育

ア 帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の充実のための指導者の育成・確保に努め、日本の生活文化・習慣等の理解の促進や基礎的・基本的な学習内容の定着に向けた日本語能力の向上を図ります。

イ 外国人学校による園児・児童・生徒の教育活動については、就学支援等のニーズを踏まえて、その対応について検討します。

ウ 外国人児童生徒の不就学・不登校の実態把握に努めるとともに、その対応について検討します。

エ 外国人生徒の進路指導にあたって、相談体制の整備に努めるとともに、指導にあたる教職員の研修の充実にも努めます。また、義務教育課程を修了した児童生徒の高等学校等への進学に必要な日本語能力向上などの支援策について検討します。

オ 国・県とも連携し、外国人学校の卒業資格が進学・就職に有効に扱われるよう支援します。

カ 子どもが母国や外国の言葉、文化を学んだり、外国籍の保護者同士が交流する機会の確保を検討します。

(5) 留学生支援

ア 留学生の居住支援を引続き実施します。

イ 「ひろしま留学生基金」を活用した生活支援を引き続き実施するとともに、留学生への効果的な支援策について検討します。

ウ 生活相談や就職支援セミナーの実施など留学生に対する支援を推進します。

### 3 人権教育・啓発の推進

#### (1) 住宅・就労

ア 国・県とも連携し、民間住宅に関して外国人の入居が制約されることのないよう宅地建物取引業者等への啓発に努めます。

イ 国・県とも連携し、外国人に公平・公正な労働条件が適用されるよう外国人雇用事業者への啓発に努めます。

#### (2) 教育

ア 外国人のもつ文化や習慣を理解する学習や、人種差別撤廃条約についての学習など、人権尊重についての理解を深めるための学習機会の提供に努めます。

イ 社会の変化に対応した教職員研修を実施し、教職員の意識啓発・指導力の向上に努めます。

#### (3) 人権意識の高揚と相互理解の促進

ア 人権啓発パンフレットの作成・配布、講演会の開催など人権啓発事業を引き続き展開し、啓発指導員による企業・団体などへの人権啓発機会を充実します。

イ 国・県・人権擁護委員・弁護士会等と連携し、人権問題の啓発に努めます。

ウ 社会の変化に対応した職員研修を実施し、職員の意識高揚に努めます。

#### 4 外国人市民の社会参画の促進と共生意識の高揚

##### (1) 教育

ア 広島市教育振興基本計画に基づき、人権教育、国際交流、国際理解教育等の取組みを進めます。

イ 社会教育施設の周知を図るとともに、外国人の日本語能力の向上や日本の生活文化、習慣等の理解促進の事業を進めます。

ウ 外国人市民と日本人市民とが相互に交流できる場の提供に努めます。

##### (2) 人権意識の高揚と相互理解の促進

ア 多文化共生について理解と認識を一層深めるよう、市民はもとより企業・団体などへの啓発活動を行うとともに、多文化共生に関する理解や交流のあり方を検討します。

イ <sup>\*</sup>ユニバーサルデザインの行政・企業等への普及を図ります。

ウ 市民間相互交流事業を推進するとともに、各事業への外国人市民の参画を一層進めます。

エ 行政、市民及びボランティア団体等との連携を強化します。

##### (3) 留学生支援

ア 留学生が日本語と生活習慣・文化を学習できる機会を拡充します。

イ 留学生と地域住民との交流機会を拡充します。

##### (4) 市民施策の推進と社会参加

ア 外国人市民の意見が市政に反映されるよう、外国人市民の意見等を聴く機会と場の確保に努めるとともに、これらに関する情報を提供します。

イ 地域イベント、コミュニティ活動の情報を提供するなど、外国人市民が地域活動に参加しやすい環境の整備に努め、地域事業の実施に当たっては外国人の参画機会の拡充に努めます。

## 用語解説

### 世界人権宣言（はじめに）

人権及び自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、人権の歴史において重要な地位を占めるもので昭和23年（1948）年12月10日の第3回国連総会において採択された。

なお、昭和25年（1950年）の第5回国連総会において、毎年12月10日を「人権デー」として、世界中で記念行事を行なうことが決議された。

### 国際人権規約（はじめに）

世界人権宣言の精神に基づき、それを法的拘束力を持つよう条約化したもの。昭和41年（1966）年12月に国連総会で採択された条約。「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」「市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）」「市民的及び政治的権利に関する国際規約についての選択議定書」の3つの条約の総称。日本は、A規約・B規約について昭和54年（1979）年6月に批准している。

### 難民条約（難民の地位に関する条約）（はじめに）

昭和26年（1951）年に「難民及び無国籍者に関する国際連合全権会議」において採択された条約で、難民の定義、難民保護のための行政措置、送致・送還の禁止の原則が定められた。日本は昭和56年（1981）年10月に批准し、これを契機に「出入国管理令」を改正し、「出入国管理及び難民認定法」によって、難民の認定手続きを定めた。

### 人権差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）（はじめに）

昭和40年（1965）年12月に国連総会で採択された条約。締結国が人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等をすべての適法な方法により遅滞なくとることを主な内容にしている。日本は平成7年（1995）年12月に批准している。

### 人権教育のための国連10年国内行動計画（はじめに）

平成6年（1994）年12月の国連総会において、平成7年（1995）年～平成16年（2004）年までの10年間で、「人権教育のための国連10年」とすることが決議された。人権教育を「知識と技術の伝授及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行なう研修、普及及び広報努力」と定義し、各国に様々な活動を行なうよう提唱したもので、日本では平成9年（1997）年7月に人権教育のための国連10年国内行動計画推進本部（本部長：内閣総理大臣）から出された。

## ひろしまビシターズ・インダストリー戦略（はじめに）

観光客をはじめさまざまな目的で広島を訪れる来訪者（ビシターズ）や市内在住者も視野に入れ、都市の魅力づくりなど多方面にわたる施策を総合的、戦略的に展開することにより広島を活性化しようとするもので、庁内の検討チームが提案として平成15年3月にまとめた。

戦略では「ビシターズ倍増」という基本目標とともに、来訪者の視点での都市機能の充実、市民が主役の観光・交流の促進などを基本方針として掲げている。

## 多文化共生社会（はじめに）

国籍や民族などの異なる人々が、互いに文化的ちがいを認め対等な関係を築きともに生きていく社会をいう。

## 広島市外国人市民施策懇談会（1ページ）

外国人市民の市政参加を促進し、市民と行政、外国人市民と日本人市民の協働による多文化共生社会づくりを推進するため、平成13年（2001年）5月に設置された。外国人市民施策に関する諸問題について協議し、市長に報告又は意見を述べることとしている。

## 特別永住者（3ページ）

外国人の行なう活動が我が国の社会に与える影響等を考慮し、適正な外国人の管理を行なうために定められた「出入国管理及び難民認定法」のうち、第二次世界大戦以前から日本に在留する朝鮮半島や台湾出身の人たちに、その背景を考慮して特別に安定した地位を与えることとして平成3年（1991年）11月に施行された「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法」によって認められた在留資格で、その活動、期間について制限されないもの。

## ニューカマー（3ページ）

前述の特別永住者以外の外国人を言う。平成2年（1990年）に「出入国管理及び難民認定法」の改正により、ブラジルやペルーなどの日系移民子孫の二世・三世については単純労働も含め就労に制限のない定住者の在留資格で入国が可能という制度が導入されたことや、アジア・中南米諸国等からの外国人労働者、留学生、就学生、文化・学術・経済関係者、中国帰国者の家族、外資系企業駐在員などが増加している。

## 広島市住民投票条例（14ページ）

市民生活に重大な影響を及ぼす市政運営上の重要事項（市の機関の権限に属しない事項、法令の規定に基き住民投票を行なうことができる事項（議会の解散請求、議員・市長の解職請求等）、特定の市民又は地域に関する事項など）について、一定数以上の署名を集めて、住民投票を実施する制度。

投票資格は、満18歳以上の日本人と永住外国人で、それぞれ引き続き3か月以上広島市の住民基本台帳及び外国人登録票に記載及び登録されている者が対象。

## NPO（民間非営利団体・民間公益組織（19ページ）

Non Profit Organization（ノン プロフィット オーガナイゼーション）の略で、利益を追求することを目的としない自立した活動組織。財政規模の小さい非営利組織の法人格取得を容易にする特定非営利活動促進法（NPO法）が平成10年（1998年）12月に施行された。

## DV（20ページ）

Domestic Violence（ドメスティックバイオレンス）の略で、一般には夫やパートナーなど「親密な」関係にある男性から女性に対してふるわれる暴力をいう。殴る、蹴るといった「身体的暴力」だけでなく、交友関係や電話の内容を細かく監視するといった「精神的な暴力」、いやがっているのに性行為を強要するといった「性的暴力」、生活費を渡さないといった「経済的な暴力」などが重なり合って起こることが少なくない。平成13年（2001年）には、DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）が施行され、「保護命令」が盛り込まれた。

## 緊急医療に係る未払い医療費の補填措置（21ページ）

公的な医療保険に加入していない外国人や短期滞在者等が、不慮の傷病等により緊急な治療を救命救急センターで受け自己弁済できなかった場合、その未払い医療費について国・県・救命救急センター設置者が3分の1ずつ負担する制度。

## ユニバーサルデザイン（24ページ）

年齢や性別、身体的能力、国籍や文化など人々の様々な特性や違いを超えてすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮したまちづくりやものづくり、しくみ作りを行なうという考え方をいう。

広島市では、平成14年（2002年）10月に国・県参画の下に「広島市ユニバーサルデザイン協議会」を設置し、誰もが安全で快適に暮らせる都市基盤・生活基盤の整備を推進することとしている。





## 広島市多文化共生のまちづくり推進指針（改訂版）

発行年月 平成26年（2014年）4月

登録番号 広G9-2014-121

編集・発行 広島市市民局 人権啓発部

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

郵便番号 730-8586

電話番号 082-504-2165

---

---